

アーレント・難民・収容所(2)

渡名喜庸哲 TONAKI Yotetsu

III. 「われら難民」

本稿前半部に引き続き¹、アーレントにおける「難民」という問題を考えるにあたっては、アーレントのテキストにおける「難民」と、「難民」としてのアーレントという二つの問題を区別しつつ往復しながら考える必要があるだろう。前者については、すでに本稿第2節において、『全体主義の起原』をめぐる問題の一端に触れた。後者については、1943年に『メノラー・ジャーナル』というアメリカのユダヤ人共同体向けの雑誌に掲載された「われら難民」と題された論考が格好の糸口となる。

これから見てゆくように、一見するとこの論考は最初から最後まで「難民」論というよりは「ユダヤ人」論と呼ぶべき性格をもっている。これまで、この論考末尾における「人民の前衛」としての「難民」という表現が注目を集めていたが²、とはいえこの表現が意味するところはこれまで十全に把握されてきたわけではないと思われる。少なくとも、この表現を当時の文脈で理解するならば、アガンベンが概念化して提示する意味での「人民」の形象にはつながりにくいと思われる。むしろ、同論考の中程におかれた、ギュルス収容所というほかならぬアーレント自身が勾留されていた収容所をめぐる考察こそ、本稿前章でも指摘した「難民」と「ユダヤ人」の間隙と紐帯とを示すばかりでなく、「難民」をめぐる哲学的な考察の焦点を示すものと思われる。

まずはこの論考の論旨をたどりなおそう。

アーレントはこの論考を「わたしたちは「難民」と呼ばれたくない」という文言からはじめている。というのも、「難民 (refugee)」とは、かつては、なんらかの活動を行なったか政治的な意見を有した

がゆえに庇護を求める人」であったのに対し、「わたしたちとともに「難民」という言葉の意味が変わった」からだ。「いまや、「難民」とは、不幸にもなら手立てなく新たな国に至り、難民委員会に援助されざるをえない人々のこと」だとされる (JW, 264)。

こうした確認を踏まえ、論考「われら難民」においては、「難民」という用語は自分たちの境遇を言い表すには適切ではなく、むしろ自分たちは「新参者 (new comer)」ないし「移住者 (immigrants)」と呼ばれるほうがふさわしいとされる (JW, 264)。とはいえアーレントは「難民 (refugee)」という呼称を徹頭徹尾避けようとしているわけではない。同時期のその他のテキストに散見されるように、国民国家体制の法的な保護の枠組みから外れた「無国籍者」という意味ではこの語は繰り返し用いられている。ただし、いずれにしてもここで確認しておくべきことは、この論考で「われら」という主語を構成しているのは「難民」全般ではなく、とりわけアーレント自身がそうであるところの、ドイツからアメリカに移住してきたユダヤ人に限定されるということだ。

事実、この論考の大半は、ヨーロッパからアメリカに流れ着いたユダヤ人にまつわるさまざまな苦難を物語ることに費やされている。故郷、信頼、言語など捨て去ってきた事柄、それゆえに誇示される過去を忘れた未来志向ないし楽観主義的な態度、それが急転して現れる悲観主義、その帰結としての自殺……。 「最初の迫害された非宗教的なユダヤ人」 (JW, 268) として彼らが受けてきた苦難とそれを乗り越えるための数々の試みが紹介される。

おそらく、こうした記述は、この論考が掲載された雑誌の性格にも関わっているだろう。『メノラー・ジャーナル』は、1915年に創刊されたアメリカのユダヤ人共同体向けの雑誌だが、その創立に関わったのは、ヘンリー・フルヴィッツ (Henry Hurwitz, 1886-1961) やホレイス・カレン (Horace Kallen, 1882-1974) といった、アーレントよりも一回りも二回りも年上のユダヤ人たちである。彼らはリトアニアやドイツを出自とするいわゆるアシケナジーのユダヤ人ではあるが、とはいえその「移住」の目的は、アーレントの世代のそれのような、自らの意に反したものではなかった。彼らは、1890年代から1900年代に主に学業のためにアメリカ (ハーヴァード大学) に渡り、社会的な成功を収めるにいたった。こうした世代に対して、ア

アーレントら1940年代にアメリカに渡ってきたユダヤ人たちはまさしく「新参者」だっただろう。この論考で語られる、哲学博士号やベルリンの有名デパートでマネージャーを務めた経験などのかつての資格が新天地ではまったく通じないという、「かつて私がセント・バーナードだったころ」を誇るダックスフントのそれに擬えられる悲嘆も、こうした角度から読まれうるだろう。

「私たちはドイツでは良きドイツ人だったため、フランスでは良いフランス人になれるだろう」(JW, 272)として、かつての肩書きをすべて捨てさり、新たな土地でそこに受け入れられるよう努めるも、こうした「新たなドレス」はつねに「偽装」として見破られる(JW, 273)。ユダヤ人としてのアイデンティティを保持するどころか、「自らのアイデンティティを保つことの拒否」こそが逆説的にそのアイデンティティと見做されるようにすらなる。『ラーヘル・ファルンハーゲン』で「ユダヤ性の本質」と言われたものが³、アーレントの世代の「移住者」に再び課されることになるわけだ。

こうした「同化主義者の希望のない悲しみ」をめぐる議論を経て、「われら難民」の末尾で提示される展望は、一見すると『パリアとしてのユダヤ人』におけるそれと基本的に同一の「意識的パリア」という形象にあるように見える。そこでは、ハイネ、ラーヘル・ファルンハーゲン、ショーレム・アレイヘム、ベルナル・ラザール、フランツ・カフカ、チャーリー・チャップリンの名前が綴られ、このような「意識的パリア」というユダヤの伝統の埋もれた鉅脈に再び光が当てられるからだ。

このおなじみの議論に対して、「われら難民」が付け加えている独特の観点があるとすれば、その末尾で言及される「人民の前衛」としての「難民」という形象であろう。この語が含まれる同論考の末尾を引用しよう。

国から国へと連れ回される難民たちは、みずからのアイデンティティを保持するならば、自分たちの人民＝民族の前衛(vanguard of their peoples)である。はじめて、ユダヤの歴史はほかの諸民族のそれから分離されず、それと結びつくことになった。ヨーロッパの人々の会議は、それが、そのなかで最弱のメンバーが排除され迫害されることを許容したときから——そし

て許容したが故に——粉々になったのである (JW, 274)。

最後の文で言及される「ヨーロッパの人々の会議」とは、1938年のエヴィアン会議を指すだろう。本稿前節で言及したように、ナチスの迫害を恐れドイツおよびオーストリアから亡命したユダヤ人たちの処遇を話し合うために、フランスのエヴィアンにてアメリカやヨーロッパ、南米など32カ国の代表および救援団体の代表が集った。会議では、ドイツに対する非難とユダヤ人亡命者たちへの同情が示されたが、いずれの国もユダヤ人亡命者に対する具体的な救援策を提示することはなく、こうしてユダヤ人の処遇に対しナチス・ドイツにいわばお墨付きを与える結果となった。「われら難民」は、そうしたエヴィアン会議の失敗のあと、ユダヤ人の歴史をその他の民族の歴史——つまり「世界史」——へと接続するものとして、「人民＝民族の前衛」という存在を提示するわけだ。

ところで、これまで「われら難民」に注目してきた諸々の論者は、この「人民の前衛」としての「難民」を、「意識的パーリア」と解釈してきた⁴。だが、これらの解釈は十分なものではなく、もう少し留保ないし補足をつける必要がある。実のところ、「われら難民」の上の記述は、『アウフバウ』紙の1941年11月28日号に掲載されたアーレントの「能動的忍耐」を縮めたものであって、この「能動的忍耐」を参照することなしにはそれが意味することは判然としないだろう。少々長くなるが、関連する記述を含む一連の箇所を引用しよう。

ここ数年の諸々の出来事はパーリアという形象を政治の第一線にいたらしめた。ユダヤ人に関しては、成り上がりが再びパーリアとなった。そしてこの展開が最終的なものだ。「二度成り上がることはない」(バルザック)。さらに明らかになったのは、ヨーロッパにおける一民族を市民的・政治的な法の外部に置くことはさまざまな帰結をはらまざるをえないということだ。ここ数世紀、ロシアの解決にヨーロッパの他の諸民族が追従し、一つの移住がその他の移住を引き起こしたように、ユダヤ民族もまた、ヨーロッパにおけるパーリア民族とされた最初の民族であったにすぎない。今日、あらゆるヨーロッパの民族が権利を欠いている。だからこそ、それぞれの民族からの難民は、国

から国へと駆り立てられており、自分自身の人民＝民族の前衛 (Avantgarde ihrer Völker) となったのである。19世紀の世界市民は、意に反して、20世紀の世界旅人となった。……あらゆるヨーロッパの人々はパーリアとなった。皆が自由と平等のために新たに戦いをおこすよう強いられた。はじめてわれわれの宿命が特殊な宿命であることをやめた。はじめてわれわれの戦いがヨーロッパの自由を求める戦いと同一のものとなった。われわれはユダヤ人としてユダヤ民族の自由のために戦いたい (JW, 141) ⁵。

ここではまず、「パーリア」としてのユダヤ人という論点が繰り返されている。だが、続く箇所が述べているように、ユダヤ人はあくまでその「最初の民族」である。もちろん、ユダヤ人はとりわけ「市民的・政治的な法の外部に置かれ「法外」の状態へと晒されたわけだが、この論考が書かれた1942年の当時は、「あらゆるヨーロッパの民族が権利を欠いて」いた。そしてその各々の民族から「難民」が生じたが、これら「法外」の無国籍者こそ、各々の民族の「前衛」となる。彼らこそが、自らの民族のため「自由と平等」のために戦う第一線に置かれるべき存在だというのである。

とすると、ここでの「人民＝民族の前衛」とは、「意識的パーリア」としてのユダヤ人に限定されない。当時「法外」の状態に置かれていたあらゆる「難民」が、「人民」というより、自分自身の属している「民族」との関係において立ちうる位置と理解できる。

だが、上の引用の続く箇所に明らかなように、アーレントの眼目は、あくまで、ユダヤ人亡命者こそがそうしたさまざまな「民族の前衛」をとりわけ代表するという展望をもっていたように思われる。もちろん、第二次世界大戦の経験は、ユダヤ人だけを「法外」な地位においたわけではない。それは、とりわけ国民国家体制の崩壊によって、あらゆる民族を「法外」な地位に置くことになった。だが、アーレントが強調するのは、このことによってユダヤ人の境遇がはじめて他の諸民族の歴史と同列になったということだ。この法的保護の剥奪という共通の経験こそ、これまでいわば「歴史」の外部に置かれてきたユダヤ人を「世界史」に結びつけることになったというのだ。「われら難民」の「はじめて、ユダヤの歴史はほかの

諸民族のそれから分離されず、それと結びつくことになった」という記述はこの意味で理解されよう。そして、この共通性ゆえにこそ、「自由と平等」を求めるユダヤ人の戦いもまた普遍性を有するようになる。それゆえ、先の「能動的忍耐」からの引用末尾で言われるように、「はじめてわれわれの戦いがヨーロッパの自由を求める戦いと同一のものとなった」のだ。

このように、「われら難民」末尾の主張は明らかに『アウフバウ』紙に掲載されたアーレントの一連の呼びかけに連なるものである。すなわち、「ユダヤ民族の自由を求める戦い」、「生き残り」を賭けた「生きるための権利」を求める戦いは、けっして他者に委ねるべきものではなく、「攻撃を受けたもの」、すなわちユダヤ民族自身を主体として遂行されなければならない、という呼びかけである。これは承認をかけた闘争でもある。「ユダヤの旗」(JW, 137)を掲げる必要があるのは、このような「ユダヤ民族」としての能動的な行為がなければ、国際社会から当事者の一員として認知されないからだ。逆に言えば、「国際連合の戦いも、それらの国民があらゆる国民のパーリアとともにテーブルにつく用意ができないかぎりには不完全なままとなる」(JW, 154)。あるいは、「ヨーロッパのユダヤ人が他の連合国とならんで一つの民族として認識されるにはじめて、ノーマンズランドからの客人〔無国籍者〕の問題とヨーロッパのユダヤ人の救済の問題は、一步解決に近づく」(JW, 212-213)のである。

こうしたアーレントの主張の内実についてはこれまでの研究に委ねるとして⁶、「われら難民」に戻るならば、同論考に示された「人民の前衛」という形象が何を指すのかもいっそうはっきりしてゆくだろう。それは単に「意識的パーリア」としてのユダヤ人を指すのではない。むしろ、法外の地位に置かれていたあらゆる無国籍者、なかんずく彼らを代表するいわば「群を抜いた難民」、「群を抜いた無国籍者」としての「ユダヤ人」を指すと解することができる。

さて、『アウフバウ』紙に寄せられた1940年代のアーレントの政治的・時事的な主張を見るかぎり、以上の解釈をもって結論とすることは十分に可能だろう。

だが、そうしてしまうと今度は逆にいくつかの問題もまた浮かびあがってくることになる。まず、こうした視角からすると、結局「われら難民」というテキストの射程は、第一次世界大戦以降の国民

国家体制によって生じた難民現象全般ではなく、第二次世界大戦中のユダヤ人の政治的主体化の要請というコンテクストに限定されることになってしまう。この点は、もちろん、この論考の射程はまさにそこにあったとすれば問題ではなくなるかもしれない。だが、第二に、1940年代前半に限定せずに、アーレントの思想そのものの展開に注目すると、本稿前節で見たように、戦後『全体主義の起原』の執筆を進めるにつれて、アーレント自身において「難民」ないし「無国籍者」一般の問題と、ユダヤ人亡命者の問題が徐々に切り離されていくことは無視しえない。40年代前半の視角からすると「われら難民」とは「われらドイツ出身のユダヤ人移住者」であったとしても、その後、ほかならぬ「全体主義」への考察を深めるにつれ、アーレントはこの二つの問題の間隙自体を意識するようになるからだ。『全体主義の起原』第2巻で「諸権利をもつ権利」という有名な言葉とともに論じられる「難民」／「無国籍者」論を理解するためにも、「難民」と「ユダヤ人」との間隙を問うべきだろう。

IV. ギュルス収容所もしくは「余計なもの」たちの場所

ところで、この間隙は、「われら難民」のテキストそのものに表れているように思われる。鍵となるのは、同論考の中程に見られる、アーレント自身が勾留されていたギュルス収容所をめぐる議論である。アーレントは自らの亡命の経緯を次のように物語っている。

われわれはユダヤ人であるがゆえに、ドイツから追放された。だがなんとか国境を越えてフランスに逃れると、われわれは「ドイツ野郎」に転じた。……7年のあいだ、われわれはフランス人——少なくとも将来のフランス市民——になろうとすればかげた役を演じた。戦争がはじまるとすぐ、われわれは相変わらず「ドイツ野郎」として勾留された。……ドイツが侵入すると、フランス政府はその場所の名前を変えさえすればよかった。われわれは、ドイツ人であるがゆえに収容されたのだが、今度はユダヤ人であるがゆえに解放されなくなったのである。……われわれのアイデンティティは、われわれがじっさい誰である

のかをだれにもわからないほどまでに頻繁に変化しているのである」(JW, 270)。

この文章については逐一注釈をつけたほうがよいだろう。アーレントは、1933年にドイツを脱出しフランスに亡命してから、アメリカで市民権を得る1951年まで文字通り無国籍者であった。もちろん、その境遇を「難民」ないし「亡命者」と呼ぶこともできるが、当時ナチスの迫害を逃れて国外に移動したユダヤ人の地位を定める国際的な取り決めは存在しなかったため、いずれにしても公的な呼称はない。ただし、基本的に第三共和政のフランスは、ある時点まで外国からの「移民」の受け入れには積極的だった。第一次世界大戦以降も、大戦で疲弊した労働力を補うための外国人労働者はもとより、ロシア革命以降の政治的亡命者（いわゆる白色ロシア人）の受け入れも行われた。さらに東欧地域からの外国人学生（その多くはユダヤ系だった）にも門戸は開かれていたし、芸術家や「ボヘミアン」とされる人々にも寛容だった。1927年の国籍法の改正はこうした外国出身の「移民」の帰化を促進し、1931年のピーク時には、こうした「移民」は、全人口の6.6%を占めるにいたった⁷。

その意味では、「フランス市民になろう」という夢はあながち「ばかげた」ものではなかったはずである。けれども、とりわけ世界恐慌以降の30年代のフランスの政治的・経済的状况はこうした対応に変更を迫った。外国人の新規受け入れは制限され、社会的にも極右勢力による排外主義ばかりでなく、フランス人労働者の権利を重視する労働組合からも外国人排斥の声が上がる。第二次世界大戦の勃発は輪をかけて、ドイツから逃れた「ユダヤ人」を改めて「ドイツ野郎」へと変えることになったわけだ。

それだけでない。アーレントを含むドイツからの移住者たちは、「敵性外国人」として収容所に勾留されることになった。

「ギュルス収容所」とはいかなるものであったのか。ギュルスとは、フランス南西部ピレネー山脈、現ピレネー・アトランティック県のコミュンである。ただし、この「収容所」がそもそも対象としていたのは、ユダヤ人でも敵性外国人でもなかった。もともとは、スペイン内戦で敗北し潰走する共和国派および国際旅団の「亡命者／難民」を一時的に収容する施設として建設されたものである⁸。

1939年1月のスペインでのフランコ派によるバルセロナ陥落以降、共和国派および国際旅団の多くはフランスへと逃亡する。その処遇についての国際的な取り決めはなかったため、フランスが独自に、1939年2月より「危険分子」を監視するための「収容センター (centres d'accueil)」をスペインとの国境地域に複数設けることになった。どこに振り分けられるかは、年齢、出身地等によるものとされ、なかでもバスク地方出身者に割り当てられたのがギュルスであった。このように、「ギュルス収容センター」はそもそも、スペイン内戦から逃れてきた共和国派・国際旅団の「難民」を一時的に留め置くために急ごしらえに作られた施設である。縦2キロ、横500メートルのほぼ長方形の、79ヘクタールの「収容センター」は、13の「区域」に分けられ、それぞれの「区域」には24×6メートルのバラック小屋がおおよそ25棟、合計で428棟設置された。

一時期は25,000人を数える共和国派・国際旅団の「難民」たちがここに「収容」されるが、その後、スペインへの帰国、労働力としてフランスに残留、さらに別の戦地に兵士として従軍など、さまざまなかたちで1939年中には「収容センター」を去ることになる。

だが、1940年5月にドイツ軍の侵攻が始まると、この「収容センター」の性格が急変する。フランス政府は、「敵性外国人」であるドイツ出身者に出頭を命じ、男性を地中海に面したペルピニャン市近郊のサン＝シプリアンに、女性をギュルスに送致することになった。パリでは、5月15日に、女性は西部の冬季競輪場に集められ、そこで約1週間勾留された後、フランス南西部のギュルス収容所へと送致されることになる。アーレントもこの一群に含まれていた⁹。このように、「望ましからぬもの (indésirables)」と呼ばれた第二の勾留者の大部分はドイツ・オーストリアから逃れたユダヤ人女性である。この時期のギュルスは、単なる「収容センター」というよりは「勾留収容所 (camp d'internement)」の呼称のほうがふさわしいだろう。

1940年6月22日の独仏休戦協定はさらなる変容をもたらした。ギュルスはドイツによる占領地域には含まれず、ヴィシー政権の管轄下にあった。夏のあいだギュルス収容所はほとんど空になるものの、ヴィシー政権が1940年10月に公布した一連の反ユダヤ主義法制のなかで、ユダヤ人身分法に並んで、ユダヤ人を収容所に勾留する法令が発布された。10月20日には、内務省からフランス国内に

設置される収容所についての詳細が公表され、ギュルス収容所がユダヤ人を収容する目的で再利用されることになった。

ただし、ここでの収容所は強制収容所というよりは、他の地域への送致のための一時滞在収容所（camp de transit）という性格を備えていたと言ってよいだろう。というのも、この時期にギュルスに勾留されたユダヤ人の大部分は、ドイツ南西部のバーデン地方やザール地方のユダヤ人であったが、彼らは「マダガスカル計画」のために一時的に非占領地域であるこの地に勾留されたのである。その後、ドイツがソ連に侵攻し、さらに1942年に「ユダヤ人問題の最終解決」が決定されると、ギュルスに勾留されたユダヤ人たちは最終目的地を変え、アウシュヴィッツ＝ビルケナウをはじめとする強制収容所・絶滅収容所に再送致されることになる。

また、忘れてはならないが、ドイツの敗北の後、今度は勝利したフランスが再び同地を捕虜収容所として利用し、ドイツ人将校や対独協力者を勾留することになる。また、ロマないしツィガンと呼ばれた人々も一時期勾留の対象となっていた。

	時期	主に勾留された人々	人数
第1期	1939年4月2日～ 1940年5月10日	スペイン共和国派・ 国際旅団難民	27,000人
第2期	1940年5月10日～ 1940年9月1日	「敵性外国人」（主にドイツ・ オーストリア出身の女性）	15,000人
第3期	1940年9月1日～ 1944年8月25日	ユダヤ人	18,000人
第4期	1944年8月25日～ 1945年12月31日	ドイツ人将校、対独協力者等	3,000人

ギュルス収容所の沿革（注8の文献をもとに著者作成）

ギュルス収容所の以上のような推移を踏まえると、少なくとも次のことは確認できるだろう。それは、第一に、勾留された人々のアイデンティティの多様性であり、第二に、「収容所」と呼ばれるものの多面性である。

先に見たように、論考「われら難民」はユダヤ人を「群を抜いた難民」「群を抜いた無国籍者」の筆頭、「前衛」とすることを目指すアピールで締め括られていたが、ギュルス収容所においてアーレン

トはユダヤ人として勾留されたわけではない。アーレントはナチス・ドイツもしくはその傀儡政権であるフランス国が設置した「強制収容所」に「ユダヤ人」として勾留されていたのではない。フランス第三共和政政府が設置した「勾留収容所」に「敵性外国人」として勾留されていたのである。むしろ、ギュルス収容所が明らかにするのは、同じ「われら難民」のなかでアーレントが指摘しているように、自分自身が「じっさい誰であるか」わからないほどに、アイデンティティが不定となる経験である。たとえば、国際旅団には多くのユダヤ人も参加していたが、仮にそれがバーデン出身の女性ユダヤ人だった場合には、それぞれ異なる資格で、第一期から第三期まで勾留されることもあっただろう。

第二に、「収容所」と一口に言われるものについても、区別すべきさまざまなものがあるということだ。第一期は、「収容所」というよりは、難民収容センターであった。どれほど粗雑で劣悪な環境であったとしても、「仮収容施設」、「仮設避難所」と呼ぶこともできるほどだ。第二期のそれは、とりわけ戦争中にはどの国も設置することになる「敵性外国人」を収容する「勾留収容所」である。第三期は、ユダヤ人を対象として強制的に収容した収容施設であることはまちがいない。ただし、その場合であっても、ドイツ領における強制労働を伴う「強制収容所」とは区別されなければならない。前述のように、第三期の収容所が対象としていたのは、主にドイツ南西部のユダヤ人であり、最初はマダガスカルを、ついで主にポーランドに位置する絶滅収容所という最終目的地に移送される前に逗留する「一時滞在収容所」という性格をもつものであった。フランスには、アルザス地方のシュトルートホフ（ナッツヴァイラー）収容所など「強制収容所」と呼ぶべき収容所もあったが、ギュルスを始め、ドランシー収容所、レ・ミル収容所、ピティヴィエ収容所、リヴァルト収容所などは、一時的な勾留を経て、別の目的地への送致を前提としていたものだ。

だが、それだけではない。ギュルス収容所が物語っているのは、単に、その時々権力によって「望ましからぬもの」、「余計なもの」がさまざまなかたちで生み出されることだけではないだろう。むしろ、国民国家体制の崩壊と絶滅収容所の誕生とのあいだにあって、その時々政治体制において生じるさまざまな「望ましからぬも

の」のために、それでもやはりなんらかの「場所」が必要だという観点ではないだろうか。

この点こそ、第二次世界大戦が終わり全体主義の本質についての考察を深めるなかでアーレントが見てとる「収容所」の一つの特質に関わっていると思われる。『全体主義の起原』第2巻では次のように語られる。「存在しない祖国を唯一実践的に代替しうるのは、勾留収容所 (internment camp) だけである。そのみが、国家が無国籍者に与えることのできた唯一の「国」なのだ」(OT, 284)。

みずからの生まれ育った国から追い出され、別の国でものけものにされた「無国籍者」たちは、それでもやはりどこかにいなければならない。エヴィアン会議が物語るように、そうした「無国籍者」がどの国からも「望ましからぬもの」とみなされ、彼らを引き受けようと手が挙げられないのであれば、彼らがさしあたりその時点で身をおいている国が、一時的なものであれ、収容しておく場所を設けることになる。これこそが、彼らの「国」となるわけだ。

ちなみに、今の引用に関して指摘しておくべきは、『全体主義の起原』英語版で「勾留収容所」とされているところは、1945年の論文「無国籍者」では「強制収容所 (concentration camp)」となっていたことだ¹⁰。この些細な修正については、アーレントが、1945年以降にナチズムとスターリニズム双方に共通する「全体主義」の特質としての強制収容所の問題について考察を深めてゆくなかで、「難民」ないし「無国籍者」の問題に関しては「強制収容所」とは区別して「勾留収容所」と表記するのが適切だとみなしたと考えるべきだろう。ヤング＝ブルーエルが報告するように、1948年に書かれた「強制収容所に関する研究計画」では「ナチとソヴィエトの歴史はともに、いかなる全体主義的政体もテロルなしには存在し得ず、またいかなるテロルも強制収容所なしには効果的でない、ということを示す証拠を提供している」とされる¹¹。1950年に公刊された論文「社会科学のテクニクと強制収容所の研究」では、「全体主義」の前代未聞の特質は「強制収容所および絶滅収容所の成立」にあるとしている¹²。『全体主義の起原』第3巻にまとめられるこうした全体主義の特質としての「強制収容所および絶滅収容所」への注目こそ、これらのタイプの収容所と「無国籍者」用の「勾留収容所」の差異に気づかせたのだろう。従来のアーレント研究においては、「全体

主義」の特質としての「強制収容所および絶滅収容所」については十分に焦点が当てられてきたが¹³、論文「われら難民」が垣間見させるのは、こうした全体主義的収容所とは別のもう一つの収容所の論理である。

先に引用した『全体主義の起原』第2巻に現れているのは後者の論理だ。すなわち国民国家の瓦解や大規模な戦争など、これまでの秩序の瓦解およびそれに続く新たな秩序の再編のなかでその都度生み出された「望ましからぬもの」に対し、歓待して自国に「同化」させるのでも、強制的に本国に送還するのでもなく、暫定的な収容を目的とした「場所」が必要となるということだ。もちろん、ギュルスがそうであったように、急ごしらえで作られたこうした「場所」は往々にして粗雑で満足のいく滞在を保証するものではなかったろう。それは多くの場合、生存するのにぎりぎりの劣悪な環境だっただろう。だが、こうした「場所」への結びつきこそ、有名な「諸権利をもつ権利」の議論のなかでもっとも根源的な意義を有するものにほかならない。『全体主義の起原』第2巻において、無国籍者が失ったものを三つ挙げている。第一に「家」であり、第二に政府の保護であり、第三に法そのものだと述べている。こうして「無国籍者」は、「たんなる人間」として「絶対的に権利を欠いた状態」(OT, 295)に置かれることになる。ただし、こうした状態において究極の基盤となるものこそが「場所」にほかならない。「人権の根本的な剥奪が現れるのは、第一に、何よりもまず、意見を意味あるものとし活動を実効的なものにするような、世界における場所の剥奪である」(OT, 296)。

この「場所」について、アーレントは「自由や正義よりも根本的な何か」と言うのみで、さらに踏み込んだ考察を行っていないが、このような「自由や正義」、「意見」や「活動」の条件としての「世界における場所」こそがギュルスが露わにするものではないか。

この点に関して、アリソン・ケスビーは、アーレントの「諸権利をもつ権利」が、「世界における場所を持つ権利」、「国籍への権利」、「市民権への権利」、「人間性への権利」、「政治的主体性への権利」の五つの次元を有するとしつつ、そのなかでも第一の「世界における場所をもつ権利」がもっとも根源的であると指摘している¹⁴。さらにセイラ・ベンハビブは、ケスビーのこの区分に基づいて、ここで

は単に事実としての「場所」の重要性ではなく、「無国籍状態による公的領域の喪失」とは区別される「世界不在の現象学」が問題になっているという¹⁵。ベンハビブはこうした「世界不在の現象学」について考察を深めていないが、とはいえその着想は啓発的だ。この「世界不在の現象学」の内実を具体的に論じるには別稿に委ねなければならないが、問題の所在だけ素描しておこう。焦点になっているのは、単に何らかの収容施設が必要だという提言ではなく、「自由や正義」、「意見」や「活動」に先立って、さらには「ユダヤ人」等々のアイデンティティにも先立って、「人間であることの絶対的な裸性」にまで還元された人間が、根源的に有する「場所」とのつながりだ。あらゆる「国」でのけものにされ、追放され、「移住させられ (displaced)」、「余計なもの」となりつつも、それでもけっして「どこにもいない (nowhere)」のではなく、一時的であるにせよ「どこか (somewhere)」にいる。この「居場所 (place)」は、もちろんさらなる強制的な移動を強いられて移動することはあるだろうが、とはいえ彼らはその都度「どこか」にいる。それは、アーレントと同年に生まれたレヴィナスのような哲学者が論じている、身体を有した人間存在の場所への「定位 (position)」に近いだろう¹⁶。自らが身を置くその場所で、公的領域への参与に先立って、糧を得て、つかのまの休憩や睡眠をとり、排泄や身繕いをしなければならない。そのような、人間の身体性と結びついた「場所」への着目こそが「世界不在の現象学」の起点となるだろう。こうした極限的な「場所」とのつながりがそれでもやはり注目されねばならないのは、この最終的な「どこか」を根絶させる企てこそ絶滅収容所が果たしたことであり、それゆえにこそ、その確保こそが、さまざまな政治的権利を有するための根源的な条件となるからだ。

アーレントにおいて「難民」と「収容所」の結びつきが語っているのは、単に国民国家体制の瓦解によって生じた「難民」の状況が一足飛びに全体主義体制における強制・絶滅収容所へと転化するというのではないだろう。アーレント自身は、「われら難民」をはじめとする1940年代の具体的な政治状況のなかで、みずからも迫害されたユダヤ人无国籍者として、戦後の国際秩序再編におけるユダヤ人の地位の確保のために「民族の前衛」として活動する展望を抱いていたことは確かだ。だが、その後のアーレント自身の理論的な

省察の深化を辿ると、むしろ「難民」および「収容所」をめぐるのは微妙な、しかし本質的な見解の修正が見られる。そこに現れるのは、ギュルス収容所が具現化するような、あらゆるアイデンティティや政治的な権利に先立って、「人間であることの絶対的な裸性」にまで還元された人間がそれでもやはり有する「世界における場所」という問題であろう。

エピローグ：ギュルスからカレーへ

2015年以降、フランス北部の都市カレーの海岸近くの空き地に、テントやバラックを立て、滞在をはじめ「難民」たちが急増した。2010年代の難民危機をフランスにおいて象徴するのは、このカレーにおける「ジャングル」と呼ばれた難民キャンプである¹⁷。

彼らがこの地を選んだ理由は、主に二つある。一つは地理的な問題だ。そこは、ドーヴァー海峡海岸近くで、ユーロトンネル入り口付近の工業用地である。彼らの多くは、フランスに庇護を求めるといよりも、イギリスへの渡航を希望しており、渡航の機会をそこで伺っていたのだ。もう一つは歴史的なものである。この空き地には2015年にたまたま難民が集結したわけではない。90年代、同じ場所で、コソボ紛争で生まれた難民がやはりイギリスへの渡航を期待して足止めされていた。そこには、フランス赤十字に委託管理されたサンガット緊急宿泊収容センターが開設され、コソボ難民だけでなく、アフガニスタン人、クルド人などさまざまな人々が収容されることになった。この施設は2002年に閉鎖されるが、主にアフガニスタン人を中心に、自発的に居住を続ける人々は残った。「シリア危機」に象徴される2010年代の難民移入が、フランスではこのカレーに焦点化されたのはこうした経緯による。

2015年4月、フランス政府によってさらに「ジュール・フェリー収容センター」が設置された。15,000人まで収容可能なこの施設には、水道・電気・トイレが備わっている。実際の運営は市民団体に任せられた。この施設に収容されなかった人々が、2015年3月ころからその周辺地域にテント、バラック小屋などを立てて居住区を形成することになる。これが「ジャングル」と呼ばれた。

これに対しフランス政府は、衛生問題、安全問題を口実に、2015年10月ころから「ジャングル」の住民たちをフランス国内各地に分散させることに取り掛かる。ダンケルク市近郊のグランド・サント難民キャンプへの送致ばかりでなく、フランス国内の各地の勾留施設、民間団体での受け入れなどさまざまなかたちで難民の分散を図ることになった。一つの「場所」を解体し、それを分散させることで、問題を、つまり「難民」を不可視化したわけだ。

2016年2月19日、リール行政裁判所がジャングルの一部の破壊を命じ、政府が警察、機動隊を動員しジャングルの南区域の解体が始まる。これに対し抗議が本格化するものの、フランス政府は難民のキャンプの固定化を防ぐために、2016年10月、北区域の撤去を始める。住居を奪われた難民たちは、フランス各地の一時収容センター（CAO）に送致されたが、パリ等の大都市の路上にも多数流出することになる。ここでは、アーレントが問題にしたような国民国家体制の解体と同一ではないが、グローバル秩序の再編における新たな人口移動のなかで、新たに生じる「余計なもの」、「望ましからぬもの」の場所をどのように管理するかという問題が再浮上していたことは確かだろう。

こうした事態にアーレント的な見地からなんらかの応答ができるだろうか。実は、フランスにおいて勢力的なアーレント研究を続けていたエティエンヌ・タッサンは、インターネット上の情報サイト「メディアパール」にて、演劇家のカミーユ・ルイと連名で「ジャングル」問題について、2016年2月から2017年11月にかけて11件の連続投稿を通じた介入を行なっている。それに並行して、哲学者のアントニオ・ネグリやジャック・ランシエールらとともに「ジャングル」の破壊に抗議する声明を発表したり（2016年3月1日）、内務大臣カズヌーヴらへの公開書簡を送っている（2016年3月）。

タッサンとルイがとりわけ注目するのは、政府による難民の居住環境の「割り当て／分配」管理という「政治」的な対策に対し、「ジャングル」内での学校の設立、アートセンターの設立といった、難民自身による自発的で共同的な居住空間の形成がなされたことである¹⁸。タッサンとルイによれば、ここで問われているのは「政治」の意味である。すなわち、国家による居住空間の指定ではなく、難民たちがたまたまたどり着いたその場所において、そこを起点に自発

的に公共空間を形成する行為にこそ、アーレント的な意味での「政治」あるいは「活動」の条件を見てとっているのである。

このように、今日のグローバル化（おそらくそこに気候変動をはじめとする環境的な要素も加えるべきだろう）という文脈において生み出される「望ましからざるもの」、「余計なもの」、「居場所を失った者（displaced persons）」にとっての「どこか」は、その生存をどう保証するかどうかだけでなく、そこからどのように公的な領域を築くかという可能性にかかっているだろう。今日、「難民」問題がアーレントの時代のそれとは量的にも質的にも大きく変容してゆくなか、この「どこか」の行方はさらに問われていかなければなるまい。

【注】

- 1 渡名喜庸哲「アーレント・難民・収容所（1）」、『境界を越えて——比較文明学の現在』21号、2021年。なお、本稿では以下の略号を用いる。OT: Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, A Harvest Book, 1976; JW: Hannah Arendt, *The Jewish Writings*, Schocken, 2008.
- 2 ジョルジオ・アガンベン『人権の彼方へ』高桑和巳訳、以文社、2000年、24頁。
- 3 Hannah Arendt, *Rahel Varnhagen. Lebensgeschichte einer deutschen Jüdin aus der Romantik*, Piper, 14 aufl., 2006, p. 231. この点について、以下の拙論も参照。渡名喜庸哲「人は己のユダヤ性から逃れることはできるか——1930年代のハンナ・アレントにおけるユダヤ性の問題」、『ヨーロッパ研究』11号、2012年。
- 4 Wolfgang Heuer, “Europe and Its Refugees: Arendt on the Politicization of Minorities”, in *Social Research*, vol. 74, no. 4, 2007; Vlasta Jalušič, “Refugees today: superfluousness and humanitarianism”, *Estudos Ibero-Americanos*, vol. 43, no. 3, 2017; Cindy Horst and Odin Lysaker, “Miracles in Dark Times: Hannah Arendt and Refugees as ‘Vanguard’”, in *Journal of Refugee Studies*, Volume 34, Issue 1, 2021.
- 5 Hannah Arendt, “Aktive Geduld”, in *Aufbau*, vol. 7, no. 48, 1941.
- 6 D. Barnouw, *Visible spaces: Hannah Arendt and the German-Jewish experience*, Johns Hopkins University Press, 1990; R. J. Bernstein, *Hannah Arendt and the Jewish Question*, The MIT Press, 1996; M. Leibovici, *Hannah Arendt et la tradition juive. Le judaïsme à l'épreuve de la sécularisation*, Labor et Fides, 2003. マルチヌ・レイボヴィッチ『ユダヤ女ハンナ・アレント——経験・政治・歴史』合田正人訳、法政大学出版局、2008年；水谷洋平「哲学とユダヤ人論との間：ハンナ・アレントの前期思想における連帯・民族・政治」、『国家学会雑誌』129号、2016年；太西雅一郎「ハンナ・アレントにおけるユダヤ性の概念について」、『成蹊大学経済学部論集』50巻1号、2019年。
- 7 以下を参照。Gérard Noiriel, *Atlas de l'immigration en France*, Autrement, 2011; ジェラルド・ノワリエル『フランスという坩堝——19世紀から20世紀の移民史』大中一彌ほか訳、法政大学出版局、2015年；フランソワ・エラン『移民の時代——フランス人口学者の視点』林昌宏訳、明石書店、2008年。
- 8 ギュルス収容所に関しては、以下に基づいている。Claude Laharie, *Curs: 1933-*

- 1945, Atlantica, 2005; Claude Laharie, *Gurs. L'art derrière les barbelés: 1939-1944*, Atlantica, 2007; Émile Vallés, *Itinéraires d'internés du camp de Gurs. 1939-1945*, Cairn, 2016. 日本語で読めるものとしては以下も参照。加藤克夫「第二次世界大戦期フランスの「強制収容所」とユダヤ人迫害の「再記憶化」」、『社会文化論集』第3号、2006年。また、2018年8月に筆者がギュルスを訪れた際に収容所跡を案内してくれたアンヌ・アントワヌ＝マシュ氏、エミール・ヴァレス氏にはこの場をお借りしてお礼を申し上げたい。
- 9 この経緯については、アーレントとともにパリからギュルスに送致されたリーザ・フィットコの回想を参照。リーザ・フィットコ『ベンヤミンの黒い鞆——亡命の記録』野村美紀子訳、晶文社、1993年。
 - 10 Hannah Arendt, “The Stateless People”, in *Contemporary Jewish Record*, vol. 8, no. 2, 1945, p.149. なお、論文「無国籍者」が『全体主義の起源』に部分的に再録されるにあたっての修正のうち、本論との関係で注目すべきは、「無国籍者」の問題の二つの解決策が削られていることだ。一つは、国民国家の論理に基づかないようなヨーロッパ連邦の設立。もう一つは無国籍者の国際的な地位を認める国際的な保護体制の設立だ (ibid., p.153)。
 - 11 エリザベス・ヤング＝ブルーエル『ハンナ・アーレント伝』荒川幾男ほか訳、晶文社、1999年、286ページ。
 - 12 Hannah Arendt, “Social science techniques and the study of concentration camps”, in *Essays in understanding, 1930-1954*, Harcourt, 1994, p.232.
 - 13 Richard Bernstein, *Hannah Arendt and the Jewish Question*, MIT Press, 1996, chap.4; Alain Brossat, *L'épreuve du désastre: le xx^e siècle et les camps*, Albin Michel, 1996, chap.1.
 - 14 Alison Kesby, *The Right to Have Rights. Citizenship, Humanity, and International Law*, Oxford University Press, 2012, pp.6f.
 - 15 Seyla Benhabib, *Exile, Statelessness, and Migration*, Princeton University Press, 2018, p.111
 - 16 この点については以下の拙著を参照。『レヴィナスの企て——『全体性と無限』と「人間」の多層性』勁草書房、2021年。
 - 17 カレーの「ジャングル」に関しては、基本的に以下に基づく。Michel Agier et al., *La jungle de Calais*, PUF, 2018.
 - 18 Camille Louis et Etienne Tassin, “La jungle et la ville”, *Médiapart*, le 15 février 2016. 「ジャングル」における学校およびアートセンターについては以下も参照。“Au cœur de la jungle de Calais, Zimako Mel Jones crée l'école laïque du chemin des dunes”, *La Montagne*, le 6 mai 2016; “We built this city: how the refugees of Calais became the camp's architects”, *The Guardian*, 8 June 2016.